（その 103）突然の解雇通告は許せません（2014.4）

３月初め川崎区池田１丁目に住むＯさんがこれまで勤めていた職場を「２月でやめてほしい」と言われ「くやしくて悔しくてしょうがないどうにかならないでしょうか」と相談にこられました。
詳しく聞きますと、仕事は 27 人で大きなビル掃除ですが、２月初めに職場の上司から「今月で全員解雇です」と言われて覚悟をしていましたが２月中旬になって「全員、今までと同じように働けるようになりました」と説明を受け安心していました。
ところが２月 25 日になって突然「７人だけ今月で辞めてもらいます」と言われました。

再就職のあっせんを勝ち取る

川崎労連に紹介し横浜のＫ建物管理（株）のＴ社長に「解雇予告は最低でも１カ月前なのに突然の通告は不当なので交渉しましょう」と申し入れてもらい３月中旬に交渉日程も決まっていましたが、交渉予定の２日前の、３月 13 日になってＴ社長から「勝手を言って申し訳ありません。これまでより条件のいい品川の職場を紹介するのでいかがでしょうか」と連絡が来ました。ＯさんはＴ社長が謝ったので納得し了解しました。

Ｏさんは「相談センターと川崎労連の竹内さんのおかげで解決し、職に就くことができました。ありがとうございました」とお礼にみえました。